第 2593 号

(2-2)



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2004年)平成16年 8月 2日 月曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

☆ 確定拠出年金の拠出限度額の引き上げ

Q:確定拠出年金の拠出限度額が引き上げられたそうですが、詳細を教えてください。

A:次のとおりです。

【解説】

確定拠出年金は、厚生年金基金、適格退職年金、確定給付企業年金、国民年金基金と並ぶ年金基金の一つで、企業や個人が任意に公的年金に上乗せすることができる制度です。毎月の掛金の拠出額が一定であるため、このような名前が付いています。

確定拠出年金には企業型と個人型があり、 企業型の拠出者は企業、個人型の拠出者は加 入する個人です。企業型では、企業が加入者 のために拠出する掛金が加入者にとっては非 課税で企業にとっては法人税法上損金算入で きる、個人型では、加入者自らが負担した掛 金を加入者の所得から控除できる、給付され る年金はいずれの場合も公的年金等として取 り扱われる、等数々の税制上の特典が用意さ れていますが、毎月の拠出額には制限が設け られており、これを拠出限度額といいます。

この確定拠出年金の拠出限度額が平成16年 10月1日から引き上げられることとなり、年 金運用資産の効果が高まると期待されていま す。具体的には、他の企業年金がない場合の 企業型の掛金が従来の月額3.6万円から4.6万 円に、他の企業年金がある場合の企業型の掛 金が従来の月額1.8万円から2.3万円に、企業 年金制度がない企業の従業員が加入する個人 型の掛金が従来の月額1.5万円から1.8万円に 引き上げられる予定です。







